

# 庁舎清掃業務委託仕様書

委託業務は、この仕様書及び委託業務内容明細書に定めるところにより実施するものとする。

## 1 日常清掃

### (1) 従事者

- ア 従事者を選任し、従事者名簿を提出すること。(契約書第8関係、様式1)
- イ 従事者は、業務上知り得た秘密を他に洩らさないこと。
- ウ 従事者は、作業中、一定の被服を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- エ 従事者は、満18歳以上の者とする。
- オ 従事者は、作業を確実に実施できる者とし、清掃業務について十分経験を有する者とする。
- カ 従事者は、全て身元が確実な者とし、委託者の組織業務の特殊性(児童の一時保護所併設等)を理解し、業務を行うことができる者とする。
- キ 従事者は、特別の事情がない限り、特定の者1名とする。

### (2) 作業時間等

- ア 作業は、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から1月3日までを除く日の午前7時から午後5時までの間に行うこと。
- イ 作業にあたっては、移動した物は定位置に戻し、建物、設備等に損害を与えないこと。
- ウ 作業上危険を伴う場所については、安全設備、安全帽等必要な措置をとること。
- エ 従事者は、作業が終了次第「清掃業務完了報告書」(契約書第9関係、様式2)を提出し、必要に応じて実地検査を受けること。

## 2 定期清掃

- (1) 定期清掃を実施しようとする場合は、実施する前月末日までに報告し、了解を得ること。
- (2) 定期清掃が終了次第「清掃業務完了報告書」(契約書第9関係、様式2)を提出し実地検査を受けること。

## 3 清掃材料等

- (1) 洗剤、ワックス、機械、器具等の清掃材料は、清掃箇所の材質に適合したものをを用いること。
- (2) 水石鹼は、管理者の承認を得て使用すること。

## 4 作業実施にあたっての一般的注意事項

衛生及び火気の取扱いに留意し、委託者の業務に支障が生じないよう次の事項に十分注意すること。

- (1) 窓の開閉等により塵芥を飛散させないこと。
- (2) 作業に使用する機械、器具等の取扱いにより、衝撃、湿気等で備品、その他物品等を損傷させないこと。
- (3) 作業材料として引火性ガソリン、ベンジン等は絶対に使用しないこと。

## 5 作業の一般的仕様

- (1) 作業のために机、椅子、その他物品等を移動又は使用する場合は、丁寧に取り扱い、建物、設備等に損害を与えないよう行うこと。
- (2) 水拭きは、常に清潔な水を用い、拭き跡がないよう行うこと。
- (3) 拭き掃除及びちり払いには、塵芥が飛散しないよう掃除機、モップ、ブラシ等を使用すること。
- (4) ガラス器具、鏡、陶器類及び金属部分の清掃は、材質に適したものを使用すること。
- (5) 床等を洗浄した場合は、洗剤及び水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックス塗布すること。
- (6) 床面、壁面、階段等に、インク、油等の汚れがある場合は、性質に応じた洗剤を用いて拭き取る。
- (7) 紙類、茶殻、汚物等可燃ゴミ、ペットボトル等資源ゴミは、所定の場所に運搬し集積し、別紙「一般廃棄物収集運搬処理業務実施計画表」に定める日に適切に処理すること。その際、集積場所が不衛生にならないように注意すること。

- (8) 紙くず等の中から、廃棄することが疑問と思われる書類等を発見した場合は、委託者に報告し、指示を受けること。
- (9) 扉の取手、ゴミ箱、汚物容器等の消毒に当たっては、目的に合った消毒用石鹼、クレゾール石鹼等を使用すること。

## 6 各部ごとの清掃仕様

### (1) 床

#### ア 日常清掃

- (ア) 塵芥飛散防止に気を付けながら、モップ、ブラシ等を使用し、清掃すること。
- (イ) じゅうたん類は箒又は掃除機を使用し、軽易に移動できる椅子、机等は移動したうえで清掃すること。
- (ウ) 化学建材使用箇所は箒又は掃除機を使用し、その他は堅く絞った水拭きモップで清掃すること。
- (エ) テラゾー、人造石、磁器タイル等は掃き掃除した後、モップで水洗いすること。
- (オ) モザイクタイル、コンクリート床はブラシにより水洗いし、残水のないように清掃すること。

#### イ 定期清掃

- (ア) 化学建材使用箇所は掃除機を使用し塵芥を取り除き、床に付着している汚物は材質に適合したものを使用し除去すること。
- (イ) 洗剤を使用しポリッシャーをかけ、汚水を拭き取った後、十分に乾燥し、ワックス塗布すること。

### (2) 壁面、天井、照明器具

- ア 手の届く部分は、塵芥を除き（原則として掃除機を使用。）、必要に応じて雑巾で水拭きすること。
- イ 手の届かない部分は、不衛生となることのないように、脚立等を用いハタキ又は掃除機を使用で塵芥を除き、必要に応じて雑巾で水拭きする等適宜清掃すること。
- ウ 照明器具は、不衛生となることのないように、取り外したうえで塵芥を除き、洗浄、水拭きする等適宜清掃すること。

### (3) 外部サッシ

モップ、ハタキ、ブラシ等で塵芥を除くこと。

### (4) 窓ガラス

- ア 窓ガラスは水拭き又は乾布清掃すること。
- イ 窓ガラスを、石鹼水又は薬液を用いて清掃した場合は、拭き跡が残ることがないように乾布仕上げすること。

### (5) 机、椅子、キャビネット、ロッカー等

水拭き又は乾布清掃すること。

### (6) 湯沸し場、洗面所等

洗剤、タワシ等を用いて水垢を落とし、清掃すること。

### (7) 手すり、扉及びドアノブ

水拭き又は乾布清掃すること。

### (8) 打放しコンクリート類

ブラシを用いて汚損部分を水洗いすること。

### (9) 車庫及び自転車置場

掃き掃除をし、土砂及び溜水を除くこと。

### (10) 除雪

夜間に積雪した場合は、午前8時30分までに行い、一定の場所に集積すること。  
なお、集積した雪が通行の妨げとならないように配慮すること。

### (11) その他

- ア 玄関は、水洗いし、残水のないように清掃すること。
- イ 靴拭きマット類は、水洗いすること。
- ウ 巾木及び踏み込みの汚れが著しい場合は、洗剤を用いて清掃すること。
- エ 便器は、不衛生となることのないよう掃除を行うこと。
- オ 汚物入れ及びゴミ箱は、洗剤を用いて洗浄すること。

カ トイレトペーパー及び水石鹼は、適宜補充すること。

## 7 作業要領の徹底

受託者は従事者に対し、本書の内容を周知させるとともに、作業要領等委託業務に必要な事項を教示するとともに訓練を行うこと。

## 8 その他

清掃業務を実施するため、必要と認める休憩室及び倉庫は、委託者が供与する。